６－３ ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①コンピュータモニタにあっては、備考３の算定式により算定した年間消費電力量が備考４アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。 ア．備考６アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ．スリープモード消費電力が備考７の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、３つ以上を満たすものとする。

①対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの

②最大公表輝度が１平方メートル当たり 400 カンデラ（400cd/m^2）を超えるもの

③画素密度が１平方インチ当たり 7,000 ピクセル（7,000 ピクセル/in^2）以下であるもの

④搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの

⑤RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

２　判断の基準②、判断の基準③及び備考３から備考７までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。

②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。

・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。

・センサー機能を維持する。

・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

３　コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TEC}=8.76\times(0.35\times P_{ON}+0.65\times P_{SLEEP})$

E_{TEC}：年間消費電力量（単位：kWh）

P_{ON}：オンモード消費電力（単位：W）

P_{SLEEP}：スリープモード消費電力（単位：W）

４　コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア．最大年間消費電力量

最大年間消費電力量（kWh）＝$(E_{TEC_MAX}+E_{EP}+E_{ABC}+E_N+E_T+E_C+E_{HDR}+E_{USB})\times eff_{AC_DC}$

E_{TEC_MAX}：表１により算定された最大消費電力量基準（単位：kWh）

E_{EP}：下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{ABC}：下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh）

E_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値　$E_N=2.9$（kWh）

E_T：下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）

E_C：下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{HDR}：表２により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{USB}：USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値　$E_{USB}=2.75$（kWh）

eff_{AC_DC}：ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、 標準直流ディスプレイは 0.85

イ．性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対１のコントラスト比であること

・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること

・色域は CIE LUV の 32.9%以上であること

$E_{EP}=((1.70\times((G/100\%)-0.52))\times E_{TEC_MAX}$

G：色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh）

ウ．自動明るさ調節許容値